

土木施設小規模補修工事における区域割りについて

佐久建設事務所の令和7年5月1日から令和10年4月30日（3年間）までの土木施設小規模補修工事の区域割りは、下表のとおりです。

▶ 佐久建設事務所での募集区分と区域は次のとおりです

区 分	佐久建設事務所（管内 南部地域）		佐久建設事務所（管内 北部地域）	
	区域名	区域に含まれる市町村名	区域名	区域に含まれる市町村名
土木関係 工 事	臼田	佐久市（旧臼田町）	小諸	小諸市
	佐久穂	佐久穂町	野沢	佐久市（旧佐久市）下図参照
	川上	川上村	岩村田	佐久市（旧佐久市）下図参照
			（中込地区は対象外）	
			軽井沢	軽井沢町
		御代田	御代田町	
電気機械 関係工事	管内全域	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村		

※佐久市野沢、中込、岩村田地区の分け詳細は下図のとおりです



「小海・南牧」、「相木」、「望月・浅科」、「立科」は令和4年4月1日から、「佐久市中込地区」については令和7年4月1日以降、包括民間委託（道路施設の小規模補修工事等に加え河川及び砂防関係施設等の小規模補修工事も合わせて委託するもの）に移行していますので、当番登録業者の公募は行いません。

▶ 申請は令和8年2月27日（金）～ 令和8年3月19日（木）午後5時までです。

下記まで持参又は郵送して下さい

（管内 南部・北部地域・全域）
佐久建設事務所 維持管理課 維持係 〒385-8533 長野県佐久市跡部 65-1 電話:0267-63-3173 (直通)